

Ⅲ 事象別の対応例

学校等は、幼児・児童・生徒が日々、学習をはじめ、部活動、校外学習など諸活動を行う場であることから、あらゆる場面を想定して危機管理マニュアルを作成しておく必要がある。

※他校種の事象例も必ず確認をする。

1 心肺停止①【保健体育科（長距離走）】

1 2月の寒い日、校庭において、中学1年の生徒Aは、1500m走のゴール後にうずくまるようにして倒れた。近くにいた生徒が気づき、教員（第1発見者）に知らせた。教員はすぐに駆けつけた。生徒Aに、反応はなく、普段どおりの呼吸が見られなかった。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸の有無を迅速に確認する。反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。
→ASUKAモデルP.3、P.8参照
- ・倒れこんだ際の頭部外傷にも注意を払う。
- ・事故を目撃した生徒から、状況を聴き取る。

救急車要請、応援要請

- ・その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）

心肺蘇生法・応急手当

- ・AEDの使用を含む心肺蘇生法を行う。救急隊に引き渡すまで心肺蘇生法及び経過観察を継続する。→ASUKAモデルP.3参照
- ・体位、保温について配慮する。

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員に役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・対応について報告させ、状況について把握する。

救急車への同乗

- ・第1発見者（状況を把握している者）が、救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。
*第1発見者は、傷病者から離れず対応するため、状況を一番よく把握している者となる。やむを得ない事情により、第1発見者が同乗できない場合には、第1発見者と同様に状況を把握している者が同乗する。（他の事例についても、同様に対応する。）

情報の管理

- ・生徒の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や生徒の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P. 10～11 参照、ASUKA モデル解説 P. 16、P. 19 参照
- 2 管理職と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（指導 2 課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 6 8）
- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。
- 5 教育委員会と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ資料提供をする。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

- 体育活動時等における傷病者発生に適切に対応できるよう、下の資料を活用し、訓練を繰り返し行う。（第 1 回訓練は、年度当初に行う。）
- ・ 体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～
- ・ 体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～解説〔研修用資料付〕
- ・ 体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～DVD

2 心肺停止②【体育科（水泳）】

6月下旬、小学校5年の児童Aは、プールサイドで、準備運動、水慣れなどを行った後、50mのタイム測定を行った。スタート後、10m付近のところで突然動かなくなり沈みだした。事故発生に気付いた教員が、プールサイドに引き上げた。児童Aに、反応はなく、普段どおりの呼吸が見られなかった。

状況把握とその対応

傷病者の引揚、傷病等の状況把握

- ・事故発生に気付いたら、すばやくプールサイドに引き上げる。
- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸の有無を迅速に把握する。
- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデルP.3、P.8参照
- ・頚椎損傷、頭部外傷にも注意を払う。
- ・事故を目撃した児童から、状況を聴き取る。

救急車要請、応援要請

- ・その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）

心肺蘇生法・応急手当

- ・AEDの使用を含む心肺蘇生法を行う。救急隊に引き渡すまで心肺蘇生法及び経過観察を継続する。→ASUKAモデルP.3参照
- ・体位、保温について配慮する。

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員の役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・対応について報告させ、状況について把握する。

救急車への同乗

- ・第一発見者（状況を把握している者）が、救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。

情報の管理

- ・児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や児童の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P. 10～11 参照、ASUKA モデル解説 P. 16、P. 19 参照
- 2 管理職と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（指導 2 課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 6 8）
- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。
- 5 教育委員会と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ資料提供をする。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 児童の心のケアを行う。

【参考】

- 傷病者の胸が濡れている場合は、タオルや布で、胸を拭いてから電極パッドを貼り付ける。
- 傷病者が濡れた床に倒れている場合でも、電極パッドが水に触れなければ A E D は使用できる。

3 頭部打撲【保健体育科（柔道）】

10月、柔道場で、中学校1年の生徒Aは、保健体育科「柔道」で、2人一組となり、大外刈りの練習をしていた。投げられた生徒Aは、受け身を取り損ね、後頭部を畳に強く打ちつけた。生徒Aは、ゆっくりと立ち上がったが、すぐに倒れた。相手方からの連絡で教員が駆けつけた。生徒Aは呼びかけに反応がない。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸の有無を迅速に確認する。
反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデルP.3、P.8参照
- ・意識の有無、脳しんとう症状の有無、頭痛、吐き気、顔色などを迅速に把握する。
- ・頸椎損傷にも注意を払い、安静を保つ。
- ・関わっていた生徒から、状況を聴き取る。

救急車要請、応援要請

- ・その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）

心肺蘇生法・応急手当

- ・AEDの使用を含む心肺蘇生法を行う。救急隊に引き渡すまで心肺蘇生法及び経過観察を継続する。→ASUKAモデルP.3参照
- ・体位、保温について配慮する。（安静にできる場所で水平に寝かせる）

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員に役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・対応について報告させ、状況について把握する。

救急車への同乗

- ・第1発見者（状況を把握している者）が、救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。

情報の管理

- ・生徒の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 担任又は教科担当者（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や生徒の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P. 10～11 参照、ASUKA モデル解説 P. 16、P. 19 参照
- 2 管理職と担任（教科担当者）は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（指導 2 課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 6 8）
- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。
- 5 教育委員会と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ資料提供をする。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

- いったんは意識がはっきりしたのに、次第に意識が不明瞭となってきたとき
 - ・直ちに 1 1 9 番通報する。
 - ・安静を保ち、やたらに名前を呼んだり、ゆり動かしたりしない。
 - ・意識障害が見られたときは、一次救命処置（心肺蘇生と A E D）の手順により手当を行う。
- *嘔吐を伴うときは、窒息しないよう、体や顔を横に向けるなど気道確保に万全の注意を払う。

4 骨折【保健体育科（器械運動）】

9月、体育館で、中学校1年の生徒Aが、保健体育科「器械運動」の跳び箱で「かかえ込みとび」の練習をしていた。生徒Aは着地のバランスを崩し、左腕について倒れた。同じグループの生徒から教員が連絡を受け、その場に駆けつけた。生徒Aの左腕骨折が疑われた。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- ・ 事故発生の状況、負傷した生徒の状況を把握する。
- ・ 必要に応じて、事故を目撃した生徒から、状況を聴き取る。

応援要請

- ・ 負傷した生徒を動かさない方がよいと判断した時は、職員室等と連絡をとり、応援を要請する。

応急手当

- ・ 全身及び患部を安静にし、患部を固定する。
- ・ 骨折と思われる部位が屈曲している場合、無理に戻そうとせず、そのままの状態固定する。

医療機関への搬送

- ・ 希望する病院など保護者の意向を十分聞き取り、傷病者を医療機関へ搬送する。

病院に同行

- ・ 担任又は教科担当者（状況を把握している者）が病院に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。

情報の管理

- ・ 生徒の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 担任または教科担当者（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や生徒の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P. 10～11 参照、ASUKA モデル解説 P. 16、P. 19 参照
- 2 管理職と担任（教科担当者）は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（指導 2 課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 6 8）
- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録する。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

- 開放骨折（骨折部が体の表面のきずと直接つながっている。骨が外に出ている。）の手当
 - ・出血を止め、きずの手当をしてから固定する。
 - ・骨折端を元に戻そうとしない。
 - ・患部を締めつけそうな衣類は脱がせるか、きずの部分まで切り広げる。
- 捻挫等の手当
 - ・損傷直後に R I C E 処置を適切に行う。
* Rest（安静）Ice（冷却）Compression（圧迫）Elevation（挙上）

5 やけど【家庭科（調理実習）】

5月、家庭科室における家庭科の授業で、小学5年の児童たちは、班別に野菜を茹でる調理実習を行っていた。2班の児童Bが誤って1班の児童Aにぶつかり、その弾みで1班の鍋をひっくり返してしまった。近くにいた1班の児童数名に沸騰した湯がかかった。他の班の指導に当たっていた教員は、児童の悲鳴で気付き、すぐに駆け寄る。

状況把握とその対応

消火・傷病等の状況把握

- ・ガスコンロを速やかに消火するとともに、全ての作業を中断させ、他の児童の動揺を鎮める。
- ・やけどの程度を確認する。
- ・事故を目撃した児童から、状況を聴き取る。

救急車要請、応援要請

- ・やけどが広範囲にわたる場合や、蒼白、冷汗などのショック症状が続く場合は、その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）

応急手当

- ・指導していた教員は、患部の冷却（衣服の上から流水で冷やす）等の応急手当を講じる。

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員に役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・それぞれの担当者から対応について報告させ、状況について把握する。

病院に同行

- ・指導していた教員（状況を把握している者）が、病院に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。
- ・救急車を要請した場合には、状況を把握している者が同乗する。

情報の管理

- ・児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

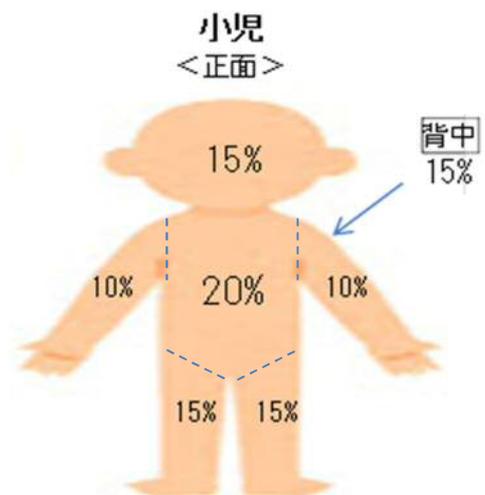
- 1 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の状況や児童の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P. 10～11 参照、ASUKA モデル解説 P. 16、P. 19 参照
- 2 管理職と担任は、必要に応じて、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（指導2課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 6 8）
- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医に連絡する。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについて説明を行う。
- 5 児童の心のケアを行う。

【参考】

- 小児であれば10%（おおまかに傷病者自身の掌10個分）以上、やけどしてしまうと命の危険がある。
- 熱傷の範囲が狭いときは、冷たい水や水道水で痛みが取れるまで冷やす。（蛇口から勢いよく出ている水道水などを直接熱傷部には当てず、ボウルや洗面器を使用し、患部を水に浸して、水を流し続けて冷却する。または、熱傷部分の少し上にシャワーを当てて冷却する。）



* %は、体の表面積全体に占める割合

6 創傷【理科(ガラス器具を用いた実験)】

5月、中学校2年の生徒Aは、理科室での理科の授業において、水素の性質を確認する実験中に、水素発生装置の近くでマッチを点火した。火は、水素に引火し水素発生装置のガラス器具が破裂した。その結果、飛散したガラス片により、生徒Aをはじめ数名が負傷した。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- けがの程度を確認する。
- 事故を目撃した生徒から、事情を聴き取る。

救急車要請、応援要請

- 多量の出血やショック症状がある場合は、その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- 教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）

応急手当

- 負傷した生徒に、止血などの応急手当を行う。大きなガラスが深く刺さった場合は、むやみに抜かないで、受診する。
- 薬品が皮膚や衣服に付着した場合、担当教員は、速やかに、その薬品に対する適切な希釈措置（洗い流す等）を講ずる。

指揮命令者による指示

- 指揮命令者が、対応に当たる教職員に役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- 対応について報告させ、状況について把握する。

病院に同行

- 指導担当教員（状況を把握している者）が病院に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。

情報の管理

- 生徒の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 担任（不在時は学年主任など、他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や生徒の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P. 10～11 参照、ASUKA モデル解説 P. 16、P. 19 参照
- 2 管理職と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（指導 2 課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 6 8）
- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについて説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

○止血について

- ・血液を介する感染の予防として、ゴム手袋等をはめ、マスクを着用する。
- ・出血している部位にガーゼやハンカチなどの清潔な布を当て、上から直接圧迫する。
- ・出血している部位を心臓よりも高くする。

7 熱中症【部活動（剣道）】

夏季休業中の暑い日、中学校の武道場で、剣道部2年の生徒Aが、部活動の練習中に意識を失って倒れた。教員は、他の生徒から声をかけられ、すぐに駆け寄る。生徒Aは、応答がにぶく、言動がおかしいなど熱中症の疑いがあった。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- ・意識の有無、呼吸、顔色などを観察し、傷病者の状況を直ちに把握する。反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデルP.3、P.8参照
- ・少しでも意識障害があれば、「重症」と考えて処置をする。意識が無ければ、倒れこんだ際の頭部外傷にも注意を払い、安静を保つ。
- ・事故を目撃した生徒から、聞き取りを行う。

救急車要請、応援要請

- ・その場から、救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）
*休業中や土日等に活動する場合は、職員相互に居場所を確認しておく。

心肺蘇生法・応急手当

- ・救急隊が到着するまでの所要時間に留意し、体を冷やす処置を続ける。
- ・応急手当をするために傷病者を移動する場合は、移動後、傷病者の安静を保つ。その際、体位（顔面蒼白で脈が弱い場合は足を高く）、環境（風通しのよい日陰や冷房が効いている室内）について配慮する。
- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデルP.3、P.8参照

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員に役割分担を指示する。また、記録を取る。→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・対応について報告させ、状況について把握する。

救急車への同乗

- ・指導担当教員（状況を把握している者）が、救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。

情報の管理

- ・生徒の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 担任または指導担当教員（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や生徒の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P. 10～11 参照、ASUKA モデル解説 P. 16、P. 19 参照
- 2 管理職と担任（指導担当教員）は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（健康教育課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 7 8）
- 4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。

事後措置

- 1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 生徒の心のケアを行う。

【参考】

体温の冷却は、できるだけ早く行う必要があり、重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げるができるかにかかっている。

* 露出させた皮膚に水をかけ、うちわや扇風機で扇ぐ。

* 氷嚢などを頸部、腋窩部（わきの下）、鼠径部（大腿の付け根、股関節部）に当てて皮膚の直下を流れる血液を冷やす。

8 蜂刺され【生活科（落ち葉拾い）】

10月、生活科の学習において、小学校2年の児童が学校近くの林の中で、落ち葉や木の実を集めていた。その時、スズメバチに襲われ10名が刺された。そのうち2名は嘔吐したり、息苦しさを訴えたりし、他の8名も強い痛みを訴えた。

状況把握とその対応

救急車要請、応急手当

- ・児童を安全な場所に避難させ、児童の動揺を静める。
- ・負傷した児童の応急手当（針が残っていたら根本から毛抜きで抜くか横に払って落とす。患部周辺を強くつまみ毒を出し、流水で洗う。冷やす。）をする。
- ・その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（学校へ連絡）

校長への連絡

- ・事故発生の連絡を受けた教職員は、事故の発生場所や救急車要請の有無、刺された児童の名前及び症状と既往歴等を確認し、直ちに校長に報告する。

応援職員の派遣、保護者への連絡、他の児童の移動

- ・校長は、状況に応じ教職員を事故現場に急行させる。
- ・速やかに保護者へ連絡する。
→ASUKAモデルP.10、ASUKAモデル解説P.16、P.19参照
- ・刺されていない児童を学校に移動させる。

救急車への同乗

- ・担任（状況を把握している者）が救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。

情報の管理

- ・児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

1 担任（不在時は学年主任など、他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や児童の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）

→ASUKA モデル P. 10～11 参照、ASUKA モデル解説 P. 16、P. 19 参照

2 管理職と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。

3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（指導2課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 6 8）

4 校長は、必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。

5 教育委員会と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ資料提供をする。

事後措置

1 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。

2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。

3 事故の原因を分析し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。

5 児童の心のケアを行う。

9 交通事故【修学旅行（バス移動）】

11月、A小学校6年は、校長を責任者として1泊2日で修学旅行に出かけた。1日目の夕方、バス4台で宿舎にむかって移動中、交差点で急にトラックが右折してきた。それを避けようとした結果、先頭車が、歩道に乗り上げ、壁にぶつかって止まった。車内の児童は衝撃で前の座席で体を打ったり、割れたガラスの破片でけがをしたりなどで、5名が救急車で病院に運ばれ、うち2名が骨折等で入院した。残り3名は軽傷であった。

状況把握とその対応

応急手当

- ・ 担任をはじめ、同じバスに乗っていた教員は、養護教諭等とともに負傷した児童の応急手当をする。
- ・ 必要に応じて救急車を要請（119番通報）する。
- ・ 他の児童の状況を把握し、落ち着かせる。

責任者としての指示

- ・ 校長は事故の状況を把握するとともに、引率教員の役割分担を決め、当面の対応を指示する。また、記録を取る。
- ・ 校長は担任、養護教諭等に、救急車で病院に運ばれた児童の付き添い、負傷の程度の把握を指示する。また、学年主任に、けがのない児童を宿舎に移動させるよう指示する。
- ・ 宿舎に対策本部を設置し、校長は病院にいる教員と緊密な連絡をとる。必要に応じ校長は病院へ向かう。
- ・ 校長は学校・教育委員会等へ連絡するとともに、窓口を教頭に一本化し、警察、マスコミ関係等の対応をさせる。

他の児童への日程変更の伝達

- ・ 児童を集め、事実を正確に伝え、動揺を抑えるとともに、以後の日程変更について伝える。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 学校では、連絡を受けた教頭を中心に教職員間で情報を共有するとともに、傷病者の保護者に事故の発生を連絡する。事故の概要や児童の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P. 10～11 参照、ASUKA モデル解説 P. 16、P. 19 参照
- 2 教育委員会（指導2課 ☎ 048-829-1668）の指導を受け、現地に設置する対策本部と連絡を密にする。
- 3 緊急運営委員会等を開き、対応策を検討する。その後、職員集会にて、対応策を指示する。
- 4 旅行取り扱い業者と連携し、入院児童の保護者に、現地へ向かう旨の説明を行う。また、必要に応じて補償等の説明を行う。
- 5 必要に応じてPTA役員を招集し、事実を説明する。

事後措置

- 1 校長は、現地で経緯を簡潔かつ正確に記録する。また、教頭は、学校で経緯を簡潔かつ正確に記録し、教職員間の情報を共有させる。
- 2 事故原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者等に誠意をもって対応する。
- 3 他学年の児童に事情を正しく説明する。
- 4 PTAの緊急役員会の開催や家庭通知の配布により、正確な情報を全保護者に提供し、理解を求める。
- 5 帰校後、校長は保護者に対して改めて事故の概要を説明し、理解を求める。
- 6 教職員で現地に残された児童の見舞いと付き添いの交代、現地での事後処理にあたる。
- 7 事故車に同乗していた児童については、後遺症に配慮し、事後の観察指導を十分に行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理士等によるケアを行う。

10 食中毒

5月、A小学校で、朝の健康観察をしたところ、発熱や下痢、嘔吐などの理由により、全校児童の約10分の1に当たる51名の欠席者がいた。また、登校した児童のなかにも発熱、下痢ぎみ、腹痛などを訴える者が多かった。学校給食による食中毒の疑いが考えられる。

状況把握とその対応

状況の把握、報告

- ・校長は、欠席者及び体調不良者が平常時より多い状況であれば、食中毒の可能性を疑い、前日の欠席・早退状況と、当日の欠席児童も含めた有症者の数を症状別に把握し、速やかに学校医、教育委員会（健康教育課）に報告する。（学年別、学級別、男女別の一覧表にする。職員に症状があれば、含める。）→さいたま市教育委員会内学校における感染症・食中毒に関する対応マニュアル別紙3・4

情報の収集

- ・学校医や保健所から、地域の感染症・食中毒の情報を得る。
- ・感染症の疑いも視野に入れ、発生前2週間以内の給食の献立を確認する。また、保健所へ提出できるよう保存食の確認もする。
- ・発生前2週間以内の食物を扱った実習、行事等について把握する。

指示に基づく対応

- ・食中毒の疑いがあるときは、教育委員会（健康教育課）、学校医、学校薬剤師、保健所から指示を受ける。→さいたま市教育委員会内学校における感染症・食中毒に関する対応マニュアル別紙5

処置、報告等

- 1 校長は、電話で食中毒の概要を教育委員会に報告する。
(健康教育課 ☎ 048-829-1678)

- 2 学校医・学校薬剤師に報告し、症状のある児童の措置や二次感染の防止について指導を受ける。
- 3 教職員間の情報共有を行った上で、出席している児童の健康状況に応じ、授業や行事の実施等の可否を判断する。また、翌日以降の健康診断、出席停止、臨時休業、消毒、その他事後の計画を立てる。
- 4 学校給食の中止等については保健所の指導、学校医・教育委員会（健康教育課）の助言を総合的に判断し、決定する。
- 5 保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。
- 6 教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（児童の健康状況の把握、対応の記録、教育委員会等への報告、関係機関への連絡、外部からの問い合わせへの対応など）
- 7 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。

児童・保護者への連絡等

- 1 児童、保護者に状況を説明し、衛生管理や予防措置について注意を呼びかける。（プライバシー等、人権の侵害のないように配慮する。）
- 2 検査（検便等）や調査についての協力を要請する。
- 3 入院している児童や登校していない児童については、担任等が速やかに見舞う。また、保護者に改めて状況を説明するとともに状況の確認に努める。

事後措置

- 1 校長は、情報を整理し、食中毒の原因を調査して作成した状況報告書を、教育委員会（健康教育課）へ提出する。
- 2 要点をまとめ整理した上で、教職員へ周知し、事故の再発防止に努める。
- 3 施設設備上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し、教育委員会・関係機関等と協議し、改善を図る。
- 4 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについて説明を行う。
- 5 児童の心のケアを行う。

1 1 食物アレルギーによるアナフィラキシー

6月、A小学校の給食指導中に、児童Aが、全身に強いかゆみがあり、気分が悪く、むかむかした感じであると教員に訴えてきた。話をしている間に、児童Aはぐったりし、意識がもうろうとしてきた。アナフィラキシーが疑われる。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- ・全身の症状、呼吸器の症状などを迅速に把握する。
→学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】P.29参照

救急車要請、応援要請

- ・その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡指示）

応急手当、心肺蘇生法

- ・症状の出た場所で安静にさせる。
- ・ショック体位（足側を15～30cm高くする姿勢）をとらせる。
- ・気道の確保を行う。（頭部後屈あご先挙上法等）
- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン®）が処方されている場合は、直ちに使用する。（使用した際は、時間を記録し、使用した旨を救急隊に伝え、使用済の注射器を渡す。）
- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデルP.3、P.8参照
- ・移動する場合には、担架等を使用し、体を横にした状態で移動する。

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たる教職員に役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・対応について報告させ、状況について把握する。

救急車への同乗

- ・第1発見者（状況を把握している者）が、救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。

情報の管理

- ・児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡等

- 1 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や児童の状況（いつ、どこで、何をして、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKA モデル P. 10～11 参照、ASUKA モデル解説 P. 16、P. 19 参照
- 2 管理職と担任は、速やかに病院に駆けつけ、児童Aを見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（指導2課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 6 8）
- 4 校長は、学校医に連絡し、指導・助言を受ける。

事後措置

- 1 第1発見者（最初に対応した教職員）等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 原因、対応等を分析し、体制の見直しや研修を行う等、事故の再発防止策を講じる。
- 4 保護者に独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 児童の心のケアを行う。

【参考】

アナフィラキシーは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数かつ急激に出現した状態である。その中でも血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような重篤な状態をアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと死に至る可能性もある。また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず、運動や医薬品、蜂刺され等によっても起こる場合があることも知られている。

※しばらくして症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合があるので、保護者に迎えに来てもらい、症状を説明し、医療機関での受診を勧める。

1 2 感染症

9月、高等学校3年の生徒Aの家族が、結核を発病していることがわかった。その後、保健所の指示により生徒Aの家族が接触者健康診断を受けた。この結果、生徒Aは肺結核を発病していると診断された。

状況把握とその対応

状況の把握、報告

- ・ 校長は校内の状況を把握し、学校医、教育委員会（健康教育課）、所管する保健所等に連絡し、該当生徒の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。
- ・ 学年別、学級別、男女別に生徒の健康状態を一覧表にする。
- ・ 教職員の健康状態を一覧表にする。

保健所、教育委員会と連携した対応

- ・ 保健所からの聞き取りに対応する。
- ・ 必要に応じて、適切な時期に保護者説明会を行う。
- ・ 保健所が学校において生徒や教職員を対象とした検査を実施する場合は、円滑に行えるよう協力をする。

情報の管理

- ・ 生徒の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

処置、報告等

- 1 学校医・保健所の指導を受け、翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止、その他の事後措置の計画を立てる。
- 2 接触者の特定と名簿の作成に協力する。
- 3 情報の共有化を図り、教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、生徒の健康状況の把握及び教育委員会等へ報告等を行う。）
- 4 教育委員会（健康教育課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 7 8）や保健所には、窓口を一本化し、教頭が責任を持って対応できる体制をとる。
- 5 教育委員会へ、速やかに文書で発生報告をする。

生徒・保護者への連絡等

- 1 適切な時期に、生徒 A と接触した生徒の保護者等を対象に学校医、保健所の関係者等が同席する説明会を開催する。
- 2 保健所が実施する調査や接触者健康診断に協力を要請する。
- 3 保護者からの相談（保健所の紹介など）への対応をする。
- 4 必要に応じて、生徒への説明を実施する。

事後措置

- 1 結核発生の経緯を整理し、対応等についてまとめ、保健指導の充実推進を図り、結核を含めた感染症の予防に努める。

生徒、教職員に 2 週間以上持続する咳・痰がある場合は、早急に医療機関受診を勧め、受診結果確認する。

- 2 生徒の心のケアを行う。

1 3 不審者侵入【学校関係者以外には非公開とする】

1 4 大地震

3月の授業時間中、緊急地震速報の警告音の後、さいたま市域が震度6強の激しい揺れに襲われた。校舎内の窓ガラスが割れたり、テレビや蛍光灯等が落下したりした。児童生徒等は机の下に隠れ身を守っていたので、けがはほとんどなかったが、恐怖のあまり一時、パニック状態になった。

初期対応

- 1 緊急地震速報が放送された時は、揺れが到達するまでの間に、児童生徒等に対して危険な場所から離れ、身の安全を守るよう指示するとともに、自身も身の安全を確保する。また、突然揺れに襲われた時も、可能な対応行動をとらせる。
- 2 普通教室で授業中の場合は、児童生徒等を机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- 3 身を隠すところがない場合は、座布団や手近にあるカバン・本などで頭部を覆い、できるだけ低い姿勢をとらせるなど、場所や状況に応じた行動をとらせる。
- 4 ドアや窓を開け、脱出口を1か所以上確保する。
- 5 火気使用中の場合は、身の安全を確保した上で、火災発生の防止に努める。揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。
- 6 恐怖と不安で児童生徒等がパニック状態になっている場合、教職員は、児童生徒等が落ち着いて行動できるよう具体的な指示をする。
- 7 管理職は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等から情報収集を行うとともに、校舎内外の被害状況の確認を指示する。

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P. 6 参照

避難する時

- 1 避難経路、避難場所の安全を確認した後、校内放送、ハンドマイク等で全校に避難を指示する。
- 2 火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回するよう指示する。
- 3 各教職員は、児童生徒等に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。隣の学級と連携して、先頭や最後尾に教職員がつくように工夫する。

※配慮を要する児童生徒等への対応をしっかりと行う。

- 4 傷病者の有無を確認し、必要に応じて心肺蘇生法を含む応急手当を行う。（「傷病者発生時」（P.9）参照）
- 5 頭部を保護させ、上履きのまま、避難場所へ誘導する。
「お、か、し、も、ち」（*）の約束を徹底する。
- 6 煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆わせ、避難する。
- 7 管理職は、避難場所に集合後、人員確認し、必要に応じて行方不明者の捜索、傷病者の救出を指示する。（出席簿、引き渡し名簿など必要なものを携行する。）

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P.6 参照

行政機関への報告

- 1 校長は、人的・物的被害状況を把握し、教育委員会に報告する。
（教育総務課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 2 3）

※状況に応じて、災害用 P H S 等を使用する。

- 2 校長は、必要があると判断したら、消防等の関係機関、さいたま市災害対策本部へ救助要請等を行う。

* 「お、か、し、も、ち」…おさない、かけない、しゃべらない、もどらない、ちかづかない

下校

- 1 教育委員会は、「さいたま市学校安心メール」で、保護者に「引渡しを実施すること」を配信する。
- 2 さいたま市域内のどこか1箇所でも「震度5弱以上」の地震の際、市立小・中・高等・特別支援学校・幼稚園ともに、保護者等への引渡しを行う。ただし、中学校、高等学校では、保護者から事前に、引渡しにするか、集団下校させるかの希望を聞いて対応する。→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P.7 参照
- 3 生徒を集団下校させる場合には、余震を考慮するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどした上で、適切な時期に行う。その際、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。なお、通学路の安全が確認できるまで、学校に生徒を留まらせる。→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P.7 参照

心のケア

- 1 精神的ショックを受けている児童生徒等に留意し、勇気づけるとともに安心させる。
- 2 心のケアを必要とする児童生徒等に対しては、保護者並びに養護教諭等と十分に連携を図り対応する。また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）になることも考えられるので、継続的な心のケアを行う。

避難所の開設

- 1 さいたま市災害対策本部から避難所開設の連絡があったときは、避難所が円滑に運営されるよう、校長は施設管理者として必要な対応を行う。

授業再開に向けた対応

- 1 教育委員会各課と連携して、授業再開に向けた対応を行う。

安全指導、安全教育

- 1 学校における防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、指導計画を作成し、各教科、特別活動等、学校教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。→学校における防災教育参照
- 2 教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、心肺蘇生法を含む応急手当の技能を向上するための校内研修等を実施する。
- 3 防災訓練については、様々な状況を想定した訓練を計画的に実施するとともに、消防等関係機関の協力を得ながら、PTAと連携した訓練の実施に努める。

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P. 5 参照

→学校における防災教育参照

- 4 緊急地震速報のしくみ、放送される基準、放送される内容、放送された場合にとるべき行動等について、児童生徒等及び教職員に周知徹底するとともに、訓練などの機会を通じて落ち着いて身を守る行動がとれるようにしておく。

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P. 5 参照

→学校における防災教育参照

安全管理

- 1 日頃から、安全点検の実施計画を作成し、施設設備の定期点検を実施するとともに、必要に応じて日常点検、臨時点検を行う。
- 2 職員室・保健室・事務室等においては、緊急時に対応できるよう必要な物品の保管場所を定め、分散して常備するとともに定期的に点検、補充を行う。
- 3 学校においては、学区内を中心に「学校防災安全マップ」を作成し、防災教育において活用する。

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針 P. 5 参照

1 5 集中豪雨

7月の授業時間中、朝から降っていた雨が、午後3時過ぎに、突然、激しさを増した。低地にあるA小学校では、周囲を確認したところ、道路上に水があふれ始めているのを認めた。みるみるうちに学校の周囲は冠水し、水の深さは膝下程度になった。雨は一層激しさを増し、水位はさらに高くなっていった。

初期対応

- 1 テレビ、ラジオ、インターネット等で、気象情報や河川情報、公共交通機関の状況、避難勧告の発令を確認する。
- 2 学校周辺の冠水状況を常時監視する。
- 3 校舎内への浸水の可能性がある場合は、速やかに児童を事前に決めておいた高所、高台に避難させる。
- 4 可能であれば、重要な書類、機器、図書、教材、薬品等の危険物などを安全な場所に移動する。
- 5 消防署、教育委員会と連携し、今後の対応策を考える。

避難する時

- 1 教職員は児童に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。隣のクラスと連携して、先頭や最後尾に教職員がつくなど工夫する。
- 2 できるだけ早く事前に決められた高所、高台へ避難する。
- 3 学校外へ避難する際は、水面下の排水溝や側溝などに気を付ける。
- 4 風が強い場合は飛来物にも注意する。
- 5 避難場所に集合後、人員確認をする。（出席簿、引き渡しカードなど必要なものを携行する。）

行政機関への報告

- 1 校長は、人的・物的被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

(教育総務課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 2 3)

状況により、消防署、さいたま市災害対策本部、教育委員会等へ救助要請等を行う。

下校

- 1 児童を下校させる場合には、風雨の状況を把握するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどし、適切な時期に行う。その際、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。なお、通学路の安全が確認できるまで、学校に児童を留まらせる。
- 2 状況により、保護者への引き渡しを行う。
- 3 学校への留め置き、下校時刻の変更、保護者への引き渡しなどをする場合は、「さいたま市学校安心メール」等を利用して速やかに保護者に連絡をする。

心のケア

- 1 精神的ショックを受けている児童に留意し、勇気付けるとともに安心させる。
- 2 心のケアを必要とする児童に対しては、保護者及び養護教諭等と十分に連携を図り対応する。また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）になることも考えられるので、継続的な心のケアを行う。

授業再開に向けた対応

- 1 教育委員会各課と連携して、授業再開に向けた対応を行う。

16 竜巻・落雷

落雷・竜巻対応のポイント

○気象庁により段階的に発表される気象に関する情報等を活用した状況（発達した積乱近）把握

○上空と周囲の様子の観察（落雷・竜巻接近）

○ナウキャスト等による状況（落雷・竜巻発生の可能性）把握

※落雷は積乱雲の位置により場所を選ばず発生するが、短時間で弱まる場合が多いため、気象に関する情報等の事前確認及び上空の観察（積乱雲の状況）が必要である。

※竜巻は局地的な現象のため、上空及び周囲の観察に基づいた主体的な対応が求められる。

1 場面別対応例

事例1（児童生徒在校時）

9月の朝、テレビの天気予報で気象に関する情報を確認したところ、「竜巻などの激しい突風に注意」と報道されていたため、Webサイトで雷や落雷等の情報の収集に努めながら、上空の様子についても、継続して観察していた。Webサイトでは、積乱雲が近づいてくる様子がうかがわれていた。やがて空が暗くなり冷たい風も吹きはじめなど、発達した積乱雲接近の兆しを感じられるようになり、児童生徒が下校する直前、遠くで雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりしてきた。

○雷鳴・雷光の確認時

1 緊急校内放送により、校庭にいる児童生徒に校舎内への避難を指示する。状況によっては、教室への避難を指示するとともに、竜巻に対する避難行動を指示する場合もあることを補足する。

・教職員は、発達した積乱雲が接近する兆し（真っ黒い雲、急な冷たい風、雷光、雷鳴など）がある場合には、躊躇せずに活動を変更・中断・中止等し、上空の様子を見続けることなく、直ちに校舎内に避難させる。

【児童生徒の対応例】

・外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく、校舎内で待機する。

2 上空や周囲の様子（激しい突風、飛散物、ろうと状の雲などの竜巻発生の前兆候）を観察するとともに、学校掲示板、Webサイト、テレビ、ラジオ等で、降水・雷・竜巻などの気象に関する情報を継続して収集する。

○竜巻発生の前兆候（突風、飛散物、ろうと状の雲など）または竜巻発生の確認時

→さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【落雷・竜巻】、学校における防災教育【竜巻】P.17～21参照

1 緊急校内放送により、竜巻に対する避難行動を指示する。

（1）教室にいる児童生徒へ指示をする。

- ・教職員は、窓に鍵を掛け、カーテンを閉めて、児童生徒にシェルターをつくらせ、入るように指示する。

【児童生徒の対応例】

- ・外の様子を見続けることなく、直ちに机と椅子を移動し、教室内に簡易避難場所（シェルター）をつくる。→さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【落雷・竜巻】、学校における防災教育【竜巻】P.21参照
- ・防災頭巾や補助バック等で頭と首を守り、ランドセルやカバン等で背中を守る。
- ・シェルターの中に入り、両手が使える場合には、両手でしっかりと机の脚をつかむ。

(2) 体育館にいる児童生徒へ指示をする。

【児童生徒の対応例】

- ・速やかに教室に避難し、シェルターをつくって中に入る。

※既に竜巻が間近に迫っている場合、素早く机の下に入り、両腕で頭と首を抱えさせる。

※可能ならば、近隣の学校に電話で情報提供をするとともに、教育委員会へ報告する。

○落雷・竜巻通過後（安全が確認されたら）

- 1 校内放送により、避難解除を指示する。
- 2 教職員は人員確認、健康観察、施設設備の被害確認をし、管理職へ報告する。
- 3 傷病者発生の場合、危機管理対応マニュアルに基づき、速やかに応急手当等を行う。
- 4 通学路の安全確認（倒木、切れた電線の有無等）を行い、下校時刻及び下校方法（一斉下校、保護者への引渡しなど）を決定する。
- 5 下校時刻や下校方法について、「さいたま市学校安心メール」等を利用して、速やかに保護者や防犯ボランティアなどに連絡し、協力を依頼する。
- 6 被害等についての報告
 - (1) 校長は、人的・物的被害状況を把握し、必要に応じて、教育委員会に報告する。
(教育総務課 048-829-1623)
 - (2) 施設設備等の被害状況により、翌日の登校を遅らせたり、臨時休業にしたりする場合には、「さいたま市学校安心メール」等を利用して速やかに保護者や防犯ボランティアなどに連絡をするとともに、臨時休業をした場合には、教育委員会に報告する。（指導1課 ☎048-829-1660）
- 7 その他
 - (1) 重大な被害が発生した場合には、教育委員会各課と連携して、授業再開に向けた対応を行う。

<気象に関する情報等を収集できるWebサイト>

※天気の急変に備えるためのキーワード：「雷を伴う」、「大気の状態が不安定」、「竜巻などの激しい突風」など

- (1) 熊谷地方気象台ホームページ【気象庁】
<http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/>
- (2) 天気予報【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jp/yoho/317.html>
- (3) 気象警報・注意報の発表状況【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jp/warn/317.html>
- (4) 竜巻注意情報の発表状況【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jp/tatsumaki/index.html>
- (5) 雷と突風及び降ひょうに関する埼玉県気象情報【気象庁】
http://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/317_index.html
- (6) レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)：関東地方【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?areaCode=206>
- (7) XバンドMPレーダ雨量情報(PC版/携帯電話用アプリ有り)【国土交通省】
<http://www.river.go.jp/xbandradar/>
- (8) 雷雲+落雷情報(6分毎に更新される)【東京電力】
<http://thunder.tepco.co.jp/cgi-bin/main.cgi?area=2&type=4&zoom=4>
- (9) 防災情報メール(登録すると携帯電話等に、以下の防災に関する情報メールが配信される。)
【埼玉県】
気象警報注意報、地震情報、避難情報、危機管理情報、避難所開設情報
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/903-20091202-28.html>

事例 2 (登校時)

9月の朝、テレビの天気予報で気象に関する情報を確認したところ、「竜巻などの激しい突風に注意」と報道されていたため、Webサイトで雷や落雷等の情報の収集に努めながら、上空の様子についても、継続して観察していた。Webサイトでは、積乱雲が近づいてくる様子がかがわれていた。やがて空が暗くなり冷たい風も吹きはじめると、発達した積乱雲接近の兆しも感じられるようになり、児童生徒が登校を始めてしばらくすると、遠くで雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりしてきた。

○雷鳴・雷光の確認時

1 「さいたま市学校安心メール」により、登校時刻の変更及び登校中の児童生徒の保護等の対応について、保護者や防犯ボランティア、子どもひなん所110番の家等に連絡や要請をする。

- ・教職員は、学校付近まで登校している児童生徒を避難誘導するとともに、可能な限り地域の状況を把握し、管理職に報告する

【登校途中で屋外にいる児童生徒の対応例】

- ・近くの丈夫な建物や子どもひなん所110番の家など安全な場所に、直ちに避難する。
- ・保護者や防犯ボランティアなどの指示に従って避難する。
- ・安全な場所に避難したら、外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく待機する。

2 緊急校内放送により、校舎内への避難を指示する。状況によっては、教室への避難を指示するとともに、竜巻に対する避難行動を指示する場合もあることを補足する。

- ・教職員は、担任をしている学級の児童生徒を教室内で待機させる。

【児童生徒の対応例】

- ・外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく、校舎内で待機する。

○竜巻発生の兆候（突風、飛散物、ろうと状の雲など）または竜巻発生の確認時

1 校舎内にいる児童生徒に対して、放送により竜巻に対する避難行動を指示する。

- ・教職員は、窓に鍵を掛け、カーテンを閉めて、児童生徒にシェルターをつくらせ、入るように指示する。

※既に竜巻が間近に迫っている場合、素早く机の下に入り、両腕で頭と首を抱えさせる。

※可能ならば、近隣の学校に電話で情報提供をするとともに、教育委員会へ報告する。

【登校途中で屋外にいる児童生徒の対応例】

- ・近くの丈夫な建物の中など安全な場所に直ちに避難し、身を小さくして、両腕で頭と首を抱えて守る。

- ・近くに安全な場所がない場合には、飛散物から身を守ることができるような物に身を隠し、身を小さくして、両腕で頭と首を抱えて守る。

○落雷・竜巻通過後（安全が確認できたら）

- 1 校内放送により、避難解除を指示する。
- 2 教職員は、児童生徒の安否確認を行う。
- 3 傷病者発生の場合、危機管理対応マニュアルに基づき、速やかに応急手当等を行う。
- 4 通学路の安全確認（倒木、切れた電線等の有無など）を行い、登校時刻及び登校方法（保護者付き添いなど）を決定する。
- 5 「さいたま市学校安心メール」で登校等の予定について連絡する。

事例 3 （下校時）

9月の昼前、テレビの天気予報で気象に関する情報を確認したところ、「竜巻などの激しい突風に注意」と報道されていた。昼ごろまで、Webサイトで雷や落雷等の情報の収集に努めながら、上空の様子についても、継続して観察していたが、児童生徒が下校を始めてしばらくしてから、空が暗くなり冷たい風も吹きはじめるなど、発達した積乱雲接近の兆しも感じられるようになり、遠くで雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりしてきた。

○雷鳴・雷光の確認時

- 1 「さいたま市学校安心メール」により、下校時刻の変更及び下校中の児童生徒の保護等の対応について、保護者や防犯ボランティア、子どもひなん所110番の家等に連絡や要請をする。
 - ・教職員は、学校付近で下校中の児童生徒を避難誘導するとともに、可能な限り、地域の状況を把握し、管理職に報告する。

【下校途中で、屋外にいる児童生徒の対応例】

 - ・近くの丈夫な建物や子どもひなん所110番の家など安全な場所に、直ちに避難する。
 - ・保護者や防犯ボランティアなどの指示に従って避難する。
 - ・安全な場所に避難したら、外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく待機する。
- 2 緊急校内放送により、校舎内への避難を指示する。状況によっては、教室内への避難を指示するとともに、竜巻に対する避難行動を指示する場合もあることを補足する。
 - ・教職員は、担任している学級の児童生徒を教室内で待機させる。

【児童生徒の対応例】

 - ・外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく、校舎内で待機する。

○竜巻発生の際（突風、飛散物、ろうと状の雲など）または竜巻発生時の確認時

1 校舎内にいる児童生徒に対して、放送により竜巻に対する避難行動を指示する。

- ・教職員は、窓に鍵を掛け、カーテンを閉めて、児童生徒にシェルターをつくらせ、入るように指示する。

※既に竜巻が間近に迫っている場合、素早く机の下に入り、両腕で頭と首を抱えさせる。

※可能ならば、近隣の学校に電話で情報提供をするとともに、教育委員会へ報告する。

【下校途中で屋外にいる児童生徒の対応例】

- ・近くの丈夫な建物の中など安全な場所に直ちに避難し、身を小さくして、両腕で頭と首を抱えて守る。
- ・近くに安全な場所がない場合には、飛散物から身を守ることができるような物陰に身を隠し、身を小さくして、両腕で頭と首を抱えて守る。

○落雷・竜巻通過後（安全が確認できたら）

- 1 校内放送により、避難解除を指示する。
- 2 教職員は、児童生徒の安否確認を行う。
- 3 傷病者発生の場合、危機管理対応マニュアルに基づき、速やかに応急手当等を行う。
- 4 通学路の安全確認（倒木、切れた電線等の有無など）を行い、下校時刻及び下校方法（一斉下校、保護者への引渡しなど）を決定する。
- 5 下校時刻や下校方法等の緊急対応について、「さいたま市学校安心メール」等を利用して速やかに保護者や防犯ボランティアなどに連絡し、協力を依頼する。

事例 4 （校外学習時）

修学旅行2日目の朝、テレビで気象に関する情報を確認したところ、「竜巻などの激しい突風に注意」と報道されていたため、引き続き、雷や落雷等の情報の収集に努めながら、上空の様子についても、継続して観察していた。気象に関する情報では、積乱雲が近づいてくる様子がうかがわれた。施設を班別で見学中、空が暗くなり、冷たい風が吹き始め、次第に雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりしてきた。

※ 下見の際には、緊急時の避難場所や誘導経路を必ず確認しておく。

○雷鳴・雷光の確認時

1 施設外にいる場合には、躊躇せず活動を変更・中断・中止等し、上空の様子を見続けることなく、直ちに丈夫な建物の中に避難するよう指示する。

- ・発達した積乱雲が接近する兆し（真っ黒い雲、急な冷たい風、雷光、雷鳴など）がある場合には、引率の教職員が連携（本部にいる教職員から、巡回している教職員や各チェックポイントにいる教職員への連絡）し、周辺にいる児童生徒を、上空の様子を見続けさせることなく、直ちに屋内に避難させ、避難状況を引率責任者に報告する。

【児童生徒の対応例】

- ・近くの丈夫な建物の中など安全な場所に直ちに避難する。
- ・近くにいる教職員の指示に従って避難する。
- ・丈夫な建物の中など安全な場所で待機する。
- ・外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく、その場で待機する。

2 施設内にいる場合には、危険が過ぎ去るまでその場で待機するように指示する。

【児童生徒の対応例】

- ・外の様子を見に行くなど、むやみに外に出ることなく、施設内で待機する。

○竜巻発生の兆候（突風、飛散物、ろうと状の雲など）または竜巻発生の確認時

1 施設内にいる児童生徒に、竜巻に対する避難行動を指示する。

【児童生徒の対応例】

- ・窓の無い部屋等へ移動する。
- ・窓に鍵を掛け、カーテンを閉め、窓から離れる。
- ・部屋の隅やドア、外壁から離れ、部屋の中央に移動する。
- ・地下室か最下階に移動する。
- ・丈夫な机の下に入り、帽子や上着、座布団等で頭と首を守る。

【施設外にいる児童生徒の対応例】

- ・近くの丈夫な建物の中など安全な場所に直ちに避難し、身を小さくして、両腕で頭と首を守る。
- ・近くに安全な場所がない場合には、飛散物から身を守ることができるような物陰に身を隠し、身を小さくして、両腕で頭と首を守る。

○落雷・竜巻通過後（安全が確認できたら）

- 1 児童生徒の安否を確認し、管理職に報告する。
- 2 傷病者発生の場合、危機管理対応マニュアルに基づき、速やかに応急手当等を行う。
- 3 担当旅行業者等と連携を図り、交通機関と交通経路の状況について情報を収集する。
- 4 帰校日時や手段、方法を決定し、児童生徒の状況と併せて、「さいたま市学校安心メール」等を利用して速やかに保護者に連絡する。
- 5 校長は児童生徒の状況や学校の対応について、教育委員会に報告する。

（教育総務課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 2 3）

2 竜巻被害防止に関する指導

竜巻に関する正しい知識と適切な行動について理解し、竜巻発生時、主体的に身を守ることができる児童生徒を育てるために、以下について、機会を捉え繰り返し指導する。

竜巻発生兆しの兆し（急に暗くなる、冷たい風を感じる、飛来物が舞い上がる、雷鳴が聞こえる、ゴーというジェット機のようなごう音が聞こえる、大粒の雨やひょうが降ってくる、アーチ状・ろうと状の雲が確認できるなど）または竜巻発生を確認したときは、躊躇せず、竜巻を見続けることなく、直ちに避難行動をとる。

【屋外にいる場合】

- 近くの丈夫な建物に避難する。
- 近くに丈夫な建物がなければ、飛散物から身を守ることができるような物陰（水路、くぼみ、丈夫な構造物の間など）に身を隠し、身を小さくして、両腕で頭と首を守る。
- 倒れてくる恐れがあるため、電柱や樹木等には近寄らない。

【屋内にいる場合】

- 地下室や最下階、窓の無い部屋等へ避難する。
- 窓とカーテンを閉め、窓から離れる。
- 丈夫な机等の下に入り、身を小さくして、帽子や上着、座布団等で頭と首を守る。

<授業で活用できるWebサイト等>

<学習教材>

- (1) 防災啓発リーフレット及びDVD（急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！）
【気象庁・熊谷地方気象台より配付】
- (2) 「中学生向けの危機管理・防災に関する教材」【埼玉県危機管理防災部危機管理課より配付】

<学習教材Webサイト>

- (1) 防災啓発ビデオ（急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！）【気象庁】
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/index.html
- (2) 急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！（リーフレット）【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/ooame-kaminari-tatsumaki/index.html>

<指導用資料Webサイト>

- (1) 発達した積乱雲による災害・事故から児童生徒を守るために（冊子）【気象庁】
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/siryo/guide.pdf
- (2) 局地的な大雨から身を守るために（リーフレット）【気象庁】
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/kyokuchiame/kyokuchiame_leaflet.pdf
- (3) 竜巻から身を守る～竜巻注意情報～（リーフレット）【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tatumaki/tatsumaki2009.pdf>
- (4) 竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利活用について（冊子）【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/toppuuinfo-rikatsuyou.pdf>
- (5) 竜巻・雷・強い雨ーナウキャストの利用と防災ー（リーフレット）
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/nowcast3/nowcast3.pdf>
- (6) 局地的大雨等に関する児童生徒への注意喚起（熊谷地方気象台HP）
<http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/education/pdf/cyuikanki2013.pdf>

3 日常の備え

- (1) 竜巻も含めた防災教育の指導計画を作成し、各教科、特別活動等、学校教育活動全般を通じて計画的、継続的に指導する。
- (2) 傷病者発生時に迅速な対応ができるよう、教職員の心肺蘇生法を含む応急手当の技能の向上を図るとともに、傷病者発生から医療機関へ引き継ぐまでの訓練を実施する。（A S U K Aモデルを活用した実践、担任が負傷した場合における児童生徒への指示・誘導についての役割の明確化）

- (3) 日頃から、安全点検の実施計画を作成し、施設設備の定期点検を実施するとともに、必要に応じて日常点検、臨時点検を行う。
- (4) 緊急時に対応できるようAEDなどの必要な物品の保管場所を定め常備するとともに、定期的に点検、補充を行う。
- (5) 保護者や防犯ボランティア等と連携し、地域の避難所や通学経路の避難場所の確認を行う。
- (6) 児童生徒等の心のケアについて、ASD（急性ストレス障害）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）対応を想定し、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携を図った対応ができるように、校内研修を実施する。

<教職員の研修で活用できるWebサイト等>

<防災教育推進のための参考資料>

- (1) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育【文部科学省】
- (2) 「生きる力」を育む防災教育の展開【文部科学省】

<心のケアのための参考資料>

- (1) 子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－【文部科学省】
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

<気象現象に関する参考資料>

- (1) 竜巻に対する学校の安全のために【文部科学省】
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1342809.htm
- (2) 天気の急変から身を守るために【気象庁】
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tenki_chuui/tenki_chuui_pl.html
- (3) 雷から身を守るには【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder4-3.html>
- (4) 竜巻から身を守るには【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/tornado4-3.html>
- (5) 「局地的な大雨から身を守る」教育機関支援ページ【熊谷地方気象台】
<http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/education/index.html>
- (6) 雷検知数の季節的特徴（雷について）【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder1-3.html>
- (7) 季節別・時刻別発生数（竜巻について）【気象庁】
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/tornado1-3.html>
- (8) 台風18号に伴い発生した竜巻等突風(台風接近時にも多く発生)【気象庁】
http://www.jma.go.jp/jma/menu/tatsumaki-portal/gusts_along_with_T1318.pdf
- (9) さいたま市竜巻対策セミナー実施報告【さいたま市】
<http://www.city.saitama.jp/www/contents/1383733436301/index.html>

1 7 不審物

1 1月の朝7時に、A中学校において、出勤してきた教頭が、昇降口の前にメモの貼られた箱が置かれているのを発見した。不審に思った教頭は、校長に電話で概要を伝えるとともに、出勤していた職員と対応を開始した。

不審物の確認

- 1 発見者は、不審物に触れることなく、外観やメモの内容を確認し、速やかに不審物から離れる。（他の職員や生徒が触れることのないよう不審物が見える場所にいる。）

*以降、時系列で記録を取る。

警察への通報

- 1 発見者は、速やかに警察へ通報をする。
- 2 不審物が置かれている場所や、不審物の特徴（外観やメモの内容等）を伝える。
- 3 警察から指示があった場合は、職員で指示の内容を共有し行動する。

教育委員会への連絡

- 1 校長は、教育委員会に連絡をする。

（健康教育課 ☎ 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 7 9） * 第2報以降は、適宜連絡をする。

生徒の誘導

- 1 登校してきた生徒を安全な場所（避難場所）へ誘導するため、職員を配置する。
- 2 生徒の不安を煽らないよう配慮しながら、登校してきた生徒を安全な場所（避難場所）へ誘導する。

* 警察等の指示により、地域住民が学校に避難してくる場合もある。

生徒の登校確認

- 1 避難場所において、生徒の登校（安否）を確認する。
- 2 登校時間を過ぎても到着していない生徒については、家庭へ連絡をし、生徒の所在と安否を確認する。（警察による規制で登校できない生徒がいることも想定する。）

休校の判断

- 1 校長は、警察の捜査や不審物処理の状況、避難の状況等から総合的に判断し、休校にするか否かを決定する。
- 2 休校にする場合、校長は、速やかに教育委員会に連絡をする。
- 3 休校にする場合、校長は、現場にいる警察官に伝え、下校ルートについて確認をする。
- 4 休校にする旨をPTA役員に連絡をする。
- 5 学校安心メールを活用し、休校にする旨を保護者や防犯ボランティア等に連絡する。

生徒の下校

- 1 PTA役員や保護者等への連絡が完了した後、安全なルートで生徒を下校させる。（可能な範囲で、保護者宛の文書を持たせる。）
- 2 下校しても家に入れない生徒は、職員が付き添い安全な場所で待機する。（近隣の公民館等公共施設に避難する。）

報道機関への対応

- 1 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。

事後の対応や措置

- 1 警察から情報を得る。（不審物に関することや規制の解除に関すること）
- 2 安全が確認された旨、警察から連絡を受けた際は、速やかに教育委員会に連絡をする。
- 3 学校安心メールを活用し、保護者等に安全が確認された旨を連絡する。
- 4 時系列の記録を整理し、教育委員会へ提出する。
- 5 必要に応じて、保護者等への説明会を開催する。
- 6 警察から捜査への協力依頼があった場合は、協力をする。

教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

- 1 これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理する。
- 2 事件・事故の再発防止に向けた対策を講じ、教育を再開する。

事件に遭遇した生徒や職員等への「心のケア」の対応

- 1 専門機関との相談・連携等により生徒や職員等の心のケアを行う。